

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和6年10月4日	関越物流株式会社(法人番号2110001013211) 代表者久井勝三	新潟県新発田市日渡126番地2	本社営業所	新潟県新発田市日渡126番地2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和6年2月6日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第3項)、(3)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の記載不備(安全規則第9条の3第2項)、(5)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反大部分不適切(安全規則第10条第1項)	3	3
一般貨物	令和6年10月22日	株式会社あづみ野(法人番号7100001014445) 代表者木暮鉄夫	長野県松本市梓川倭3756番地1	本社営業所	長野県松本市梓川倭3756番地1	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年10月24日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成なし(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督に係る記録の全て記録なし(安全規則第10条第1項)	9	9
一般貨物	令和6年10月30日	晃進運輸株式会社(法人番号1230001005627) 代表者結城康弘	富山県富山市田中町1丁目7番58号	本社営業所	富山県富山市田中町1丁目7番58号	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年10月25日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)乗務等の記録違反(安全規則第8条)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。